



平成23年（ワ）第101号 損害賠償請求事件

原告 上原正稔

被告 株式会社琉球新報社

## 証拠説明書 1（甲号証）

平成23年9月13日

那覇地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

甲1～2

甲	標 目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
甲1	陳述書 【原本】	原告 【平成23年9月11日】	掲載拒否の経緯等
甲2	東京沖縄文化通信 【原本】	2011年5月25日発行	前泊記者が論説副委員長に就任したのは、平成20年4月のことである。 論説副委員長就任をもって原告の担当を外れた理由にはならない。